

桂川町農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月12日(水) 午前10時00分～
- 2 開催場所 桂川町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 12名

| | | | | | |
|-----|-------|----|-------|---------|-------|
| 正議長 | 藤春 郁夫 | 5 | 神崎宏昭 | 最適化推進委員 | |
| 副議長 | 原中輝司 | 6 | 高嶋征敏 | 11 | 藤川房信 |
| 1 | 山邊俊明 | 7 | 竹本貞男 | | |
| 2 | 原 中 壽 | 8 | 芳 中 悟 | 13 | 大塚清文 |
| 3 | 野上伸太郎 | 9 | 林 英 明 | 14 | 小野山千秋 |
| 4 | 久保正澄 | 10 | 古野泰治郎 | | |

- 4 欠席委員 1名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3)議 案 第11号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4)報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓 哉
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和5年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> |
| 議長 | <p>只今より令和5年度第4回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。12番 平塚委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p> |
| 会場 | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>それでは議事録署名委員を7番 竹本貞男委員、9番 林英明委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>【議案書に基づき説明】</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。</p> |
| 林委員 | <p>〇〇さんは、農業をされるのですか。</p> |
| 事務局 | <p>〇〇さんは、申請地を耕作されている状態です。利用権は組んでいませんが、今後は家庭菜園程度で耕作をしたいという事です。</p> |
| 林委員 | <p>今までは、農業は『何㎡持たないといけない』というのがありましたけれど、なくなったという事でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>はい。下限値は撤廃されました。</p> |

林 委 員 小さくてもできるという事ですね。

事 務 局 はい。

議 長 贈与の場合、下限面積は関係なかったと思います。

事 務 局 贈与、相続は関係ありません。

議 長 今言われたように、今年の4月より下限面積は廃止ですが、登記目的で購入する人がいるので、県の方も困っているとの事。国の方には、全国農業会議の方から『罰則規定を作ってください』と要望を出しているのですが、できないだろうという話です。対策を打たないといけません。

林 委 員 たとえば、贈与ではなく購入したい、家庭菜園をしたいとなった場合はどうなりますか。

議 長 購入する場合は、耕作する意思の確認はしないといけません。農水省は、その辺で規制をして下さいという話があります。『耕作します』と言って、何年か放置して耕作しない人がいるという可能性があります。

事 務 局 事務局としては新規就農者とか、農地を持たない方が購入する場合、意思確認をしないといけません。事務局でどういう書式にするのか、収益をあげる事なのか、家庭菜園であれば収益は出ないので、事務局としては課題として捉えているところです。

久 保 委 員 畑の所有者が耕作不能になった場合どうなりますか。

議 長 農業の高齢化を緩和するために地域計画を作成する予定があります。今後の課題です。

久 保 委 員 高齢化は切実です。

議 長 どの地域も同じ状況です。それも含めて、地域計画というものが出来ま
すから、できれば地元の人に作ってもらうのがいいと思います。その辺は
大きな課題です。

他にはありませんか。それでは採決いたします。
議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。今回は2件ありますので、審議番号①から始めたいと思います。①番については担当の高嶋委員より説明をお願いいたします。

高嶋委員 ご報告いたします。今回の申請地につきましては6月29日に農業委員会事務局長の小金丸局長の立ち合いのもと現地確認を行いました。申請者の〇〇運輸(有)が車両置場として使用する為、農地の転用許可申請が出されております。地元の水利関係者との協議も行われ、特に問題はないと判断しております。皆様の審議の程、お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。

〇〇委員 〇〇石油さんについては前回もバイパス沿の〇〇〇運輸の隣も車両置場という事でしたが今回も車両置場という事ですが、車両を増やしておられるのですか。何か違う事に使われるのではないですか〇〇〇運輸の横も車両置場としては使われていないように思います。

事 務 局 補足説明としまして、今回は〇〇運輸の申請で〇〇石油とは別の会社という認識です。

高嶋委員 〇〇石油と〇〇運輸と水利組合と協議する時、農地は同じだからと言って、勝手な転売とか、建物建設とかはしないという事を協議して文章にしてくださいとはっております。

議 長 危惧をしているのは後で建物を建てられるという事です。

高嶋委員 今回 車両置場にするという所は、水利系で言うと別の水系も、周りの

水系も関係ない様に思います。車を置かれると油とかの処理に困るので、書面でもらうようにしました。水利組合の方も納得したように思うのでそれ以上は言っていません。

林 委 員 元々の持ち主、〇〇さんは農家とは関係ない様に思います。

高 嶋 委 員 これは相続で、〇〇さんの土地で、孫の方が相続されました

〇 〇 委 員 ここは農地ではないような状態の土地です。

〇 〇 委 員 駐車場にもできないような土地です。

高 嶋 委 員 奥の方は広いです。

議 長 他にはありませんか。なければ採決いたします。審議番号①議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第10号審議番号①は原案のとおり決定いたしました。
続きまして審議番号②について議案に供します。

藤 川 委 員 農地法第5条の申請について報告いたします。今回の申請につきましては7月4日に農業委員会事務局書記の原田氏の立ち合いのもと、現地確認を行いました。〇〇(有)が進入路として利用する為、農地の転用許可申請が出されております。地元の水利関係者との協議も行われ許可も得られております。特に問題はないと判断しております。皆さんの審議の程、宜しくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事務局より説明をお願いします。

【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
質問、ご意見等がございましたらお願ひいたします。

- 〇〇委員 現況図と計画図は、ほぼ一緒ですか。何が違うのでしょうか。
- 事務局 補足説明いたします。似たように見えるのですが、12ページが現況図。13ページが計画図。a-a断面、a-a'断面。これを見ると盛土をしているようなので、手書きで書いてありますが11ページの写真で見て頂くと右側に空洞ブロックがついてあります。農地転用済みの所です。左側の斜面側が宅地の分譲造成地です。その間の土地という事で宅地分譲造成地へのアクセスの為の通路という事です。設計会社を書いた図面とはなっておりませんが、申請者と話をして理解している所です。
- 〇〇委員 赤い印の部分の地目は原野ですか。
- 事務局 ここは農地ではないことは確認していますが。
- 事務局 今年4月に非農地証明が出されている場所で現在、雑種地となっております。
- 〇〇委員 耕作しておらず保有のみしていたという事でしょうか。
- 議長 現地確認が出来ていれば説明ができるのですが。
- 林委員 以前一度行ったのではないですか。
- 議長 これは3年以上前の話です。
- 高嶋委員 この一帯は、宅地になる所ですよね。農業委員会というより、坂、山などもあり、危険個所ではあります。ですから、役場の方で指導を行って危険個所を説明して開発を進めて頂くのでいいのではないのでしょうか。
- 議長 農地ですので、農業委員会の許可無しでは進めません。今後、現況図をキチンとしたものを書いて出していただくようお願いいたします
- 〇〇委員 町の方で下水道を整備する計画等はないのですか。
- 事務局 ないです。
- 〇〇委員 下水道管がない所は全国的に珍しくなっています。

議 長 そうですね。

〇〇委員 排水路と用水路はあります。下水道はありません。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。審議番号②について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、審議番号②は原案とおり決定いたしました。
続きまして、議案第11号 桂川町農用地利用集積計画の決定について、議案に供します。事務局より説明をお願いします。

【議案書に基づき説明】

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(質疑応答なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第11号 桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

【議案書に基づき説明】

ありがとうございました。何か質問等があればお願いします。

(質疑応答なし)

よろしいですか。それではその他 報告事項をお願いします。

その他報告事項

- ・非農地証明願について
- ・退任に伴う連絡事項
 - ※農業新聞の継続購読のお願い
 - ※活動日誌の提出について
- ・その他

次回の臨時総会は7月20日(木)午前10時から301会議室で行います。退任の方は3年間お疲れ様でした。今後ともご協力をお願いいたします。以上を持ちまして桂川町農業委員会第4回総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____